

令和6年度第1回子ども・子育て会議 意見集約資料

NO	委員名	資料番号	ページ数	質問・意見	回答	担当課
1	林委員	資料1-1	5	「自分のことが好きだと思う子どもの割合」の減少について、「コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたこと」が自尊心の低下に影響を及ぼしていると分析されていますが、R4年度の実施状況報告のときに、「子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合」の低下についてコロナ禍のせいだと説明があったさいに、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」についても、「コロナによる経験不足、体験不足、抑圧というものだけではないことがあると思われるため引き続き検討を」というご意見があったと思います。そのご意見を活かした分析が望まれます。 コロナのせいにしても、また体験不足のせいにしても、子育てを保護者の第一義的責任にのみ追いやるように聞こえてしまいます。この指標の数字の低下は、徐々に悪化してきた環境下（コロナ禍もそのひとつ）の保護者の子育てを、これまでどのように行政が支えてきたか、という視点に立って分析されることが必要なのではないのでしょうか。	調査結果では、「安心できる居場所はない」「悩みごとの相談相手はいない」と回答した子どもで、自分のことが好きではないと回答した割合が、子ども全体の約28%と比べ、高くなる傾向にありました。また、「地域の人との関わりがない」「学校の授業以外での体験機会はない」と回答した子どもも同様の傾向が見られました。 このことから、子どもが成功体験等を感じられるような取組のほか、第3の居場所や気軽に相談できる環境づくりなど、より子どもが安心できるまちづくりに向けて、子育て支援の視点に立った分析も含め、検討を進めてまいります。	子ども未来局 子どもの権利推進課
2	林委員	資料1-1	8	「子どもの権利」について、子どもへは啓発が進んでいるものの大人では当初値よりも減っていて、啓発が無関心に追いついていない現状なのだと見受けます。そもそも、大人自身が、「権利」について無自覚なのではないか、という前提に立ちその上で「子どもの権利」を知る・考えと取り組む必要があるのではないのでしょうか。このこともやはり、コロナ禍以前からの課題なのではないのでしょうか。	子どもや保護者に向けた理解促進の取組を引き続き実施するとともに、子どもと関わりのない大人も含め、様々な機会を捉えた普及啓発により一層取り組み、広く子どもの権利の認識を広められるよう努めてまいります。	子ども未来局 子どもの権利推進課
3	林委員	資料1-1	15	児童クラブにおける昼食提供は「保護者の負担軽減」といいつつ、1食390円ないし340円という保護者負担が、児童クラブの利用とは別にかかります。給食のない長期休業期間に、1回でも2回でもお弁当作りから開放されることについて保護者から歓迎されることは理解しますが、保護者にとって、どのような子育てをしたいか、どのような食事で子どもを育てたいか、ほんとうのねがいは、「お金をかけて他人の作った仕出し弁当を与えたい」のか。時間や経済的状况に左右されない、おやのほんとうのねがいについて、「この弁当提供で負担感が一定軽減された」ということにとどまらず、引き続きアンテナを張り続けていく必要があるのではないかと思います。	児童クラブにおける昼食提供事業は、放課後児童クラブを利用する共働き世帯に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として実施しております。昼食提供実施後にアンケートを実施するなど、引き続き利用者のニーズを把握してまいります。	子ども未来局 放課後児童担当課
4	林委員	資料1-1	16	難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合」について、そういう子どもの意識はどのように醸成されるのでしょうか。学校教育で競争と評価のまなざしにさらされ続け、弱ければ痛い目に合う社会をこれから自分たちが出ていく世の中として横目に見ながら今の子どもたちは育っているようで、失敗を恐れるのも当然だと思われます。 世の中に対して「失敗しても大丈夫」と思えなければ子どもたちは挑戦できないでしょう。失敗を許す環境を与えることができていない大人の責任で、子どもの意識の問題ではないと思います。成長の過程で失敗はつきもの、がっかり、くやしい気持ちを周りに受け止められながら、同世代で励まし合う仲間と協力・切磋琢磨しながらやり遂げる成功体験を積み重ねるなかで、「恐れず挑戦」というマインドになることができるのではないのでしょうか。そのときに大切なのは、ともに毎日を過ごす仲間の存在です。継続した仲間集団のなかでの日々の生活で、その子のタイミングで「挑戦」するということが大切だと考えています。単発のイベント体験では、その子のタイミングで参加することにならず、失敗体験でも成功体験でも一過性の享楽の域を出ない恐れがあると思います。	本指標の改善を図るためには、子どもが挑戦する機会や粘り強く取り組む機会を、日常生活の中で継続的に保障していくことが重要であると考えております。 子どもは、どの子もよさや可能性をもっており、大人は子どもを他者と比較するのではなく、その子自身の成長を認めていくことが大切です（「さっぽろっ子『学び』のススメ」より）。また、学校は「みんな違う」を原点として多様性を認め合い、自己決定をしたり失敗から学んだりする経験等を通して、「自由」と「共生」を学ぶとともに、責任のある行動をとる力を身に付ける場と考えています。 教職員がこれらの考えを基に子どもと関わるとともに、子ども一人一人の声を聴くことを大切にし、子ども同士も互いのよさを認め合い、安心して自分の思いや願いを伝えたり行動に移したりできるような環境づくりが重要と考えています。このような安心できる環境の下、子どもは失敗を恐れないで挑戦できるようになると思います。 また、このような考え方を教職員のみならず、家庭・地域と共有し、子どもに関わる全ての大人が一人一人の子どもに合わせて適切に関わっていくことが重要と考えています。 林委員の御意見のとおり、単発のイベント的な体験のみでは子どもの意識は変わらないと考えます。学校においては、例えば、現在札幌市において取り組んでいる「さっぽろっ子自治的な活動」において、子どもが「～したい」という意欲をもち、よりよい方法を考えて動き、集団づくりや社会への参画を通して、変化を生み出した喜びを手応えとして心に残すという子どもの主体的な活動を進めるなど、あらゆる教育活動において、子どもたちが他者と協働しながら試行錯誤し、成長していくことができる取組を進めてまいります。	教育委員会 教育課程担当課
5	馬場委員	資料1-2	番号3-7「いじめ対策・自殺予防事業」	多くの学校は、いじめ防止基本方針を十分に理解していないのでないか、それは、教育委員会が学校に対し、法、基本方針の内容を研修により十分に説明していないからと思うところで。そこで、次の質問を致します。 1 前提として、各学校のいじめ防止基本方針の内容について、教育委員会は把握しているか 2 教育委員会の各学校担当の指導主事は、当該学校のいじめ防止基本方針運用を把握しているか、 具体的な把握状況はどのようにしているか。 例えば、（1）いじめの認知、（2）いじめの調査、（3）いじめの情報共有など、基本方針に基づいた運用がなされているかどうかについて報告を受けているか。 各学校毎の報告を精査し、学校により相違がある場合には、教育委員会からどのような指導がなされているのか。 3 各学校のいじめ防止基本方針における学校のいじめ対策組織の運用について、報告を受けているか。 （1）いじめ対策組織の構成員が確定しているのか、（2）専門家が構成員となっているのか、（3）定期的に開催されるのか、（4）招集する者は誰なのか、（5）どのような場合に招集されるのかなど、いじめの初期対応が適正になされる体制が現実にとられているか。 4 札幌市教育委員会のいじめに関するアンケート調査と各学校のアンケート調査はどのような相関関係をもっているのか。 それぞれの位置付けはどのようなものか。 アンケート調査結果から、いじめの報告があった場合に、それぞれどのように対処しているのか。 5 いじめ防止は、大人の責任です。学校だけではなく、保護者にも研修などを実施することが求められています。保護者への研修状況についてご説明下さい。	1 今春の札幌市の基本方針の改定を踏まえ、各学校においては、学校の方針を改定しております。教育委員会におきましては、現在、各学校の改定された方針を確認しているところで。 2 年度はじめに、全ての市立学校から生徒指導年間計画（いじめの問題）を提出していただき、指導主事が内容を確認するとともに、年度初めに学校に訪問し、学校長から直接聴取を行いました。また、進捗状況についても学校経営懇談で校長から確認しております。いじめの認知については、年4回学校から報告を受けます。いじめの調査については、市教委のアンケート以外に各学校での独自アンケートを実施しています。また、年度末に改めて学校から取組の結果報告を受けることとしております。法や基本方針に則った対応になっていない場合には、都度、学校長に指導・助言を行っております。 3 学校いじめ対策組織の運用については、報告を受けております。学校いじめ対策組織は、責任者は校長であり、招集等いじめの防止等にかかる全ての取組は校長の監督の下に行われています。構成員については、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を必須とし、必要に応じて弁護士や医師、警察観経験者、教育学者などが参加することとしています。開催時期は、月に1回定例で開催するとともに、いじめの疑いを把握した場合には速やかに開催しています。 4 教育委員会で実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」に加え、学校独自アンケートを実施することで、継続して校内のいじめの実態を把握するとともに、いじめの早期発見に資するものとしています。また、アンケートの結果を基に児童生徒と教育相談を行うとともに、必ず学校いじめ対策組織において情報を共有し早期対応につなげることにしています。いじめの報告があった際には、直ちに学校いじめ対策組織に共有し、組織で対応することとしております。なお、今後は1人1台端末を活用したアンケート調査の実施を検討しております。 5 いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域と共有して、地域ぐるみの取組を推進し、社会総がかりでいじめ防止に取り組むこととしており、各学校において入学時やPTA集会の場などを通じて、いじめ防止等の取組や学校のいじめ方針を説明することとしています。	教育委員会 児童生徒担当課
6	北川委員	資料2-1	2	《方向性》 ○子ども・若者の権利 尊重理念のもと 、こども・若者目線にたった ↓ 子ども・若者の権利の 主体として認識し、尊重の理念のもと 、こども・若者目線にたった（理由：権利の尊重に加えて「権利の主体」であることが大切だと思います。） ○子ども・若者の 参加 や意見表明の機会の推進 ↓ 子ども・若者の 参画 や意見表明の機会の推進 （理由：参加は単に集まり加わる。「参画」は、意思決定に参加し、事業や計画に加わるためのため）	素案・計画案作成の際の参考にさせていただきます。	子ども未来局 子ども企画課
7	北川委員	資料2-1	11	1. ☑子どもの視点 ○1子ども・若者と子育て当事者の 視点 ↓ 1子ども・若者と子育て当事者 と共に ○次代を担う→削除 （理由：次世代を担う存在であるとともに今を生きている存在であり、次世代を担うだけを強調することは、大人の思いのみが反映しているように思われるため） ○当事者の意見を 取り入れながら 、 ↓ 当事者の意見を 述べる環境をつくり 、 （理由：取り入れるだけだと、大人が子どもの意見を選択し、取り入れるようなニュアンスである） ○その 視点 を各施策に反映し推進していく ↓ その 意見 を各施策に反映し推進していく （理由：視点を尊重することは良いが、視点だけでは子どもの声を聴き、共に進めるという権利の主体としての位置づけが弱いのではないだろうか）	素案・計画案作成の際の参考にさせていただきます。	子ども未来局 子ども企画課
8	北川委員	資料2-1	12	6.計画体系（案）（第4章 具体的な施策の展開） 基本施策3 基本施策に盛り込む市の施策の内容（想定） こども家庭センター、第二児童相談所整備、社会的養護を必要とする子ども・若者の自立支援、 里親等家庭養育の促進、里親支援センターの整備 など	素案・計画案作成の際の参考にさせていただきます。	子ども未来局 子ども企画課